

沖縄県生活衛生事業功労者等表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本県において生活衛生関係業務に従事し、特に功績が顕著であり、他の模範となる個人及び団体について県知事表彰を行い、もって県民の生活衛生の維持発展に寄与することを目的とする。

(表彰の区分)

第2条 表彰の区分は次のとおりとする。

- (1) 生活衛生功労者
- (2) 理容師・美容師養成功労者
- (3) 水道関係功労者
- (4) 食品衛生功労者
- (5) 食品衛生優良施設
- (6) 調理師関係功労者
- (7) 建築物環境衛生功労者

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象は以下のとおりとする。

個人については、満50歳以上の者を対象とし、団体の役員の場合については、県段階の理事以上を10年以上、市・郡段階の理事以上を15年以上、又は、県、市・郡段階の理事以上を合わせて15年以上在職し、特に功績の顕著な者で別紙表彰基準に該当する者とする。

職務の従事年数、年齢及び表彰基準に定める年数の算定にあたっては、表彰する年度の4月1日を基準とする。

- 2 団体については、生活衛生関係の非営利法人として設立して10年以上の団体であり、かつ、地域生活衛生の向上発展に寄与した功績が特に顕著な団体とする。

(表彰の除外)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、表彰の対象としない。

- (1) 過去叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰を受けたことがある個人又は団体。
- (2) 過去に環境衛生功労者知事表彰を受けたことがある個人又は団体。
- (3) 前各号に掲げる者のほか、知事表彰の対象として不適当と認められる個人又は団体。

(被表彰者の推薦)

第5条 関係機関又は団体の長は、別紙に掲げる表彰基準に該当すると認められる者又は団体を知事に推薦することができる。

2 前項の推薦に必要な提出書類は、次のとおりとする。

(1) 功績調書

ア 個人（別紙様式1）

イ 団体（別紙様式2）

ウ 施設（別紙様式3）

(2) 履歴書（別紙様式4）

(3) その他の参考資料

ア 選考に際し参考になる書類

イ 団体にあっては、定款又は寄付行為並びに団体の規模及び事業概要を表す書類

（表彰の決定）

第6条 知事は、前条による推薦があったときは、保健医療部内に設置する表彰等候補者選考審査会の審査を経て、被表彰者を決定する。

2 被表彰者は、一区分につき、原則として2名以内とする。ただし、記念大会等においてはこの限りではない。

（表彰の方法）

第7条 表彰は、団体の総会、又は、記念大会等において表彰状を授与して行う。ただし、特に知事が必要と認めた場合は、この限りではない。

附 則

1 この要綱は、平成17年7月11日から施行する。

2 沖縄県環境衛生事業功労者等表彰要綱（平成2年6月1日施行）は廃止する。

3 この要綱は、平成28年12月15日から施行する。

4 この要綱は、令和元年12月3日から施行する

表彰基準

1 生活衛生功労者

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第2条第1項に規定する営業に関し、組織活動を通じ衛生措置の改善向上等に特に顕著な功績があった者で、表彰を行う年度（以下「当該年度」という。）の4月1日において次の各号のいずれにも該当するもの

- (1) 功績に係る事業従事年数が10年以上であること。
- (2) 原則として、（社）沖縄県環境衛生同業組合連合会又は（社）全国環境衛生同業組合中央会の長、若しくは（一社）沖縄県生活衛生同業組合連合会又は（一社）全国生活衛生同業組合中央会の長の表彰を受けたことがあること。

2 理容師・美容師養成功労者

現に理容師若しくは美容師の養成施設の教職員であって、理容又は美容教育を通じて地域生活衛生の向上等に特に顕著な功績があった者で、当該年度の4月1日において次の各号のいずれにも該当するもの

- (1) 功績に係る事業従事年数が10年以上であること。
- (2) 原則として、（公社）日本理容美容教育センターの長の表彰を受けたことがあること。

3 水道関係功労者

水道の普及発展、水道に関する有益な調査研究、技術改善、若しくは、発明発見又は水道行政に対する協力等に特に顕著な功績があった者で、当該年度の4月1日において次の各号のいずれにも該当するもの

- (1) 水道関係事業従事年数が25年以上であること。
- (2) 原則として、（公社）日本水道協会沖縄県支部、沖縄県町村会、（公社）日本水道協会又は全国簡易水道協議会の長の表彰を受けたことがあること。

4 食品衛生功労者

食品衛生の普及向上、食品衛生に関する発明発見、食品衛生行政に対する協力又は食品関係団体における業界の指導育成等に特に顕著な功績があった者で、当該年度の4月1日において次の各号のいずれにも該当するもの

- (1) 食品関係の営業歴が10年以上又は従業員としての勤務歴が15年以上であること。
- (2) 原則として、（一社）沖縄県食品衛生協会又は沖縄県飲食業生活衛生同業組合等の長の表彰を受けたことがあること。

5 食品衛生優良施設

食品衛生関係の施設が食品衛生上特に優秀で他の模範とすべきものであって、当該年度の4月1日において次の各号のいずれにも該当するもの

- (1) 施設を経営する者の営業歴が10年以上であること。
- (2) 施設の営業歴が満3年以上であること。
- (3) 過去3年間に於ける「食品衛生監視票について」（平成16年4月1日付け食安発第0401001号）別添の食品衛生監視票による施設の採点成績の平均値が95点以上であること。
- (4) 施設改善に対する熱意が認められること。
- (5) 従業員の健康管理が優秀であること。
- (6) 原則として、（一社）沖縄県食品衛生協会又は沖縄県飲食業生活衛生同業組合等の長の表彰を受けたことがあること。

6 調理師関係功労者

(1) 調理師制度功労者

調理師関係団体の組織活動を通じ調理師の資質向上その他調理師制度の発展向上等に特に顕著な功績があったと認められる者で、当該年度の4月1日において次に掲げる事項のいずれにも該当するもの

ア 調理師関係団体の役職従事年数が10年以上であること。

イ 原則として、（一社）沖縄県調理師会又は（社）沖縄県調理師連合会若しくは（社）全琉球調理師会又はこれに準ずる者の長の表彰を受けたことがあること。

(2) 調理師養成功労者

現に調理師養成施設の経営者（法人にあってはその代表者）、施設長又は教職員であって、調理師育成を通じ地域食品衛生の向上等に特に顕著な功績があったと認められる者で、当該年度の4月1日において次に掲げる事項のいずれにも該当するもの

ア 功績に係る従事年数が10年以上（教職員については15年以上）であること。

イ 原則として、（一社）沖縄県調理師会又は（社）沖縄県調理師連合会若しくは（社）全琉球調理師会の長又はこれに準ずる者の表彰を受けたことがあること。

(3) 調理師業務功労者

現に調理師の免許を有する者であって、常に実際の調理業務に従事し、かつ、指導的立場から調理師技術の発展及び調理師の資質向上等に特に顕著な功績があったと認められる者で、当該年度の4月1日において次に掲げる事項のいずれにも該当するもの

ア 功績に係る従事年数が15年以上であること。

イ 原則として、（一社）沖縄県調理師会又は（社）沖縄県調理師連合会若し

くは（社）全琉球調理師会の長又はこれに準ずる者の表彰を受けたことがあること。

7 建築物環境衛生功労者

建築物環境衛生技術の向上又は建築物環境衛生業界の指導育成等に特に顕著な功績があった者で、当該年度の4月1日において次の各号のいずれにも該当するもの

- (1) 建築物環境衛生に関する有益な研究考察により事業の発展に顕著な功績があった者又は建築物環境衛生関係団体における業界の指導育成等の功績に係る従事年数が10年以上であること。
- (2) 原則として、（一社）沖縄県ビルメンテナンス協会又は（公社）全国ビルメンテナンス協会の長の表彰を受けたことがあること。